

と、地主の訴訟提起

地主は労働組合の訴訟を以て開始行為に出ずる上は徹底的抗争すると六月二十九日一貫貸借の小存荘の無効、不法占據に依る土地明け渡米」の訴訟を福岡地方裁判所に提出したり。

う、小作人の小作調停申請

地主の訴訟提起に對し小作人側は福岡の農部郡山形労働組合に在りては小作問題に對する調停組織なき為且ちに至成福岡縣労働組合に申請を報告し申請即成在任高の案該を待機々對策を協議したる結果既に組合も終了したる事として小作調停を有利とし七月九日調停の申請をなす。

九、解決結果

かくて福岡の調停委員も難をさりし結果六回の委員會に於て調停成立したる為之に基き十月二十八日福岡文部裁判所係判事にて調停の趣旨に付き協議を遂行中の調停結果により解決す。

解決結果

一、地主は其所有に係る福岡都松波村大字椿字北町日二五番地山一反六畝二十四歩を従来通り一ヶ年小作料九俵（但し三斗四升八）にて小作人に繼續小作せしむること

但し凶作の爲め小作料減額要求を爲す場合は輸入前小作人より地主方に立寄を求め被災の上減額率を協定し右し右協定調はさるときは雙方より松波村農會長の裁定を求め双方共右裁定に服従すること